

平成27年10月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社ドクターシーラボ
代表取締役社長 石原智美

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年10月20日（火曜日）午後7時までには到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年10月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ サンプラザホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役5名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権行使

代理人による議決権行使の場合には、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付へご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主様ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません。
 - ◎当日は、些少なながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご来場の株主1名様に対し1個とさせていただきます。
 - ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://ir.ci-labo.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://ir.ci-labo.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善環境が続く中、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いております。ただし、中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、わが国の景気を下押しするリスクが存在しております。

このような環境の中、当社グループは既存事業の成長・回復をさせるべく、新規顧客の獲得に加え、既存顧客への継続購入を促す施策を行うことで、安定した顧客基盤の構築に努めてまいりました。また、お客様へ商品の多様な選択機会を設けるべく、新商品発売や既存商品のリニューアルを定期的に行ってまいりました。

販路別に見ますと、通信販売においては、需要期における福袋や大容量アクアコラーゲンゲルシリーズの販売に加え、当第4四半期連結会計期間に実施した大型キャンペーンなどの拡販施策が奏功いたしました。それと同時に短期的な施策だけではなく、継続的な商品販売を目的として、平成26年9月に従来の「定期お届け便」から「定期トクトク便」へのリニューアルを行い、契約数及び売上高ともに好調に推移いたしました。この他、「簡単ひと塗り白髪カバー」や「美禅食」といったスキンケア関連以外の商品についても、インフォーマーシャルを中心とした積極的な広告活動を行ったことにより、新規購入者数の増加に繋げることができました。以上により、通信販売の売上高は24,855百万円となり、前期と比較して4.9%増加いたしました。

対面型店舗販売では、新規店舗を直営店に3店舗、GMSに1店舗開店する一方、百貨店内カウンターを4店舗閉店いたしました。来店客数及び購入単価の増加を目的として、お手入れ会やカウンセリングサービスなど、対面型店舗ならではのサービスを引き続き実施しております。また、当社の銀座本店

における化粧品免税販売も、販売開始以来好調な状況であり、インバウンド需要対応の旗艦店としての役割を高めてまいりました。以上により、対面型店舗販売の売上高は、4,106百万円となり、前期と比較して3.8%増加いたしました。

卸売販売においては、上期は特に大型新商品等の出荷が無かったため、前期を下回る水準で推移しました。下期は「薬用アクアコラーゲンゲルスーパーモイスターEX」や「薬用アクアコラーゲンゲルスーパーセンシティブ」などの商品を中心に、ドラッグストア向けの拡販施策を積極的に行ったことに加え、中国本土からの観光客に人気の高いラボラボブランドについても主にドラッグストアでの販売活動を進めてまいりました。下期に実施した各種施策が奏功し、当連結会計年度の実績は、前期の実績を上回る結果となりました。以上により、卸売販売の売上高は、7,770百万円となり、前期と比較して5.0%増加いたしました。

海外においては、香港は卸チェーンストアのマニグスでの売上が好調だったことに加え、旧正月シーズンを中心に中国人観光客が増加した結果、前期を上回る販売状況でございました。台湾は2店舗閉鎖するなど、同国内での百貨店販売で苦戦を強いられたこともあり、前期を下回る販売状況でございました。シンガポールでは、現地広告媒体への商品掲載により当社ブランドの認知度が高まる施策を行った他、卸売販売開始や空港内への免税店新規出店を行ったことにより、前期を大きく上回る販売状況でございました。この他、タイ王国での販売代理店を通じた展開を開始しており、成長市場における当社ブランドの拡販と、当該地域からのインバウンド需要の取り込みを強化してまいりました。以上により、海外事業の売上高は、924百万円となり、前期と比較して6.2%増加いたしました。

利益面では、当連結会計年度においては、広告宣伝費・販促費の効率性を重視し、全体の投稿額を予算比で抑制いたしました。新規顧客数が前期比で6.7%増加するなど、効率的なマーケティング活動となりました。その一方で、「定期トクトク便」への誘導施策や低価格商品の売上増加を起因して、通信販売での受注単価が一時期減少するなど、通信販売での効率がやや低下いたしました。当第4四半期連結会計期間には当該受注単価の改善が見られたものの、営業利益率は20.4%と前期の水準を下回りました。営業利益は7,682百万円となり、前期比で2.3%増加いたしました。

以上により、売上高は37,656百万円（前期比4.8%増）、経常利益は7,778百万円（前期比2.8%増）、当期純利益は4,940百万円（前期比7.7%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

<化粧品事業>

化粧品事業においては、ドクターシーラボブランドは、「薬用アクアコラーゲンゲルスーパーモイスタチャーEX」と「VC100エッセンスローション」をリニューアル発売いたしました。特にドラッグストア店内の販売場所として有利とされている定番棚を多く確保できたことによって、上記2商品の販売実績を下期に大幅に伸ばすことができました。この他、ファンデーション商品群強化の一環として販売した「パーフェクトゲルファンデーション」や、積極的に広告活動を行った「簡単ひと塗り白髪カバー」といった商品が当連結会計年度において好調な売れ行きでした。ジェノマーブランドは、来店客数及び購入単価の増加を目的として、既存商品のリニューアル、新商品の発売を定期的に行ってまいりました。ラボラボブランドは、免税販売を行っている銀座店やドラッグストアにおいて、インバウンド需要を取り込む形で大幅に売上を伸ばすことができました。

以上により、化粧品事業の売上高は、33,572百万円（前期比4.5%増）、営業利益は7,563百万円（前期比2.5%増）となりました。

<健康食品事業>

健康食品事業においては、当連結会計年度に新味を発売した「美禅食」が、前期に続き好調に推移し、健康食品全体の売上を牽引しました。また、当連結会計年度はダイエット商品だけでなく、サプリメント商品群の充実を図るべく、複数のサプリメント商品の開発・販売を行ってまいりました。しかしながら、売上高拡大のための積極的な広告活動をおこなったことにより、営業利益は前期を下回る結果となりました。

以上により、健康食品事業の売上高は、4,083百万円（前期比7.9%増）、営業利益は119百万円（前期比9.0%減）となりました。

区	分	売	上	高		
化	粧	品	事	業	33,572百万円	
健	康	食	品	事	業	4,083百万円

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は412百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

ECサイト増強

次期基幹システム構築

店舗出店及びリニューアル

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (平成24年7月期)	第15期 (平成25年7月期)	第16期 (平成26年7月期)	第17期 (当連結会計年度) (平成27年7月期)
売上高(百万円)	39,082	33,990	35,916	37,656
経常利益(百万円)	8,998	7,810	7,569	7,778
当期純利益(百万円)	5,036	4,789	4,588	4,940
1株当たり当期純利益(円)	20,079.50	19,219.33	(注)1 184.09	(注)2 100.46
総資産(百万円)	22,420	23,851	27,691	24,759
純資産(百万円)	17,205	20,136	22,741	20,428
1株当たり純資産額(円)	69,045.21	80,779.17	(注)1 912.33	(注)2 432.94

(注) 1. 平成26年2月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 平成27年8月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング	¥200,000,000	100%	化粧品事業 健康食品事業
Dr.Ci:Labo Company Limited	HK\$38,100,000	100%	化粧品事業 健康食品事業
喜 莱 博 股 份 有 限 公 司	NT\$40,000,000	100%	化粧品事業 健康食品事業
Ci:Labo USA, Inc.	US\$3,764,000	100%	化粧品事業
喜莱博(北京)商貿有限公司	RMB11,021,535	100%(間接)	化粧品事業
DR.CI:LABO PTE. LTD.	SG\$620,000	100%	化粧品事業 健康食品事業

(注)喜莱博(北京)商貿有限公司は、平成26年3月6日付で解散を決議し、現在清算手続き中
であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは第4次中期経営計画において、下記の3点を重点項目と考え、経営を推進していく計画です。

① 既存事業の成長回復

日本の化粧品市場は、競争環境が激しく、新規参入企業も年々増加する厳しい市場のため、当社グループ商品の差別化ポイントを明確にし、独自性を分かりやすく訴求していく必要があります。そうした状況に対応するため、新商品の開発・リニューアルを強化し、商品展開の充実を図ってまいります。

第18期においては、当社の主力商品であるアクアコラーゲンゲルシリーズ中心の販売施策を行うと同時に、併売を促進する商品として「アクアインダーム導入エッセンス」や「VC100エッセンスローション」などのローション類と併せて販売促進することで、購入単価の引上げを図ってまいります。また、TVCMやWeb広告も含めた広告媒体を総合的に活用することにより、効率的な広告活動を行っていく予定です。この他、健康食品分野においても、お客様のさらなる訴求に応えるべく、ダイエット食品に加えて、サプリメントの商品開発・販売を強化してまいります。

② 新規事業の育成

国内における化粧品市場の規模は横ばいの状態が続いており、日本の人口動態を勘案しても、大きな改善の兆しは今後見込めないものと考えております。さらに、お客様の嗜好の多様化が顕著となっていることから、単一のサービスや単一のブランド展開のみでは、中長期的にはお客様の需要に十分応えることが難しくなるものと認識しております。このような認識の下、当社グループは、新規事業の育成をすべく、M&A等の手法を活用し、化粧品事業における複数ブランドの展開、美容関連事業の拡充、さらには新しい健康分野への進出等を行ってまいります。

上記の方向性を組織面から支えるため、平成27年10月21日開催予定の当社株主総会での決議及び関係官庁の許認可等が得られることを条件に、平成27年12月1日をもって当社グループは吸収分割の方法による持株会社体制への移行を予定しております。

③ 海外事業の本格拡大

上述のとおり、国内における化粧品市場の成長性は鈍化傾向にあり、今後のさらなる大幅な売上高拡大には、海外事業の本格拡大が急務と考えております。当社グループの第17期における主な海外事業の活動としては、新規地域としてタイ王国での商品販売を開始したのに加え、シンガポールでは新たに卸売販売を開始いたしました。今後は、特にアジア地域において、店舗展開・Webを用いたブランド認知の拡大を連携できるパートナーとの協力のもと、海外事業の本格拡大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年7月31日現在）

事業内容	主要商 品
化粧品事業	アクアカラーゲンゲルエンリッチリフトEX、VC100エッセンスローション、アクアインダーム導入エッセンス
健康食品事業	美禅食、プラセンタEXⅡ、ドクターシーラボ青汁

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年7月31日現在）

名	称	所	在	地		
当	社	本	社	東京都渋谷区		
		大	阪 営 業 所	大阪府大阪市中央区		
		配	送 セ ン タ ー	埼玉県川口市		
		メ	ディカルリサ ー チ セ ン タ ー	東京都渋谷区		
		森	の 里 テ ク ノ プ ラ ザ	神奈川県厚木市		
		店	舗	ド	ク タ ー シ ー ラ ボ 銀 座 本 店	東京都中央区 銀座コア 2 F
				ド	ク タ ー シ ー ラ ボ 新 さ っ ぽ ろ 店	北海道札幌市厚別区 新さっぽろサンピアザ 1 F
				ド	ク タ ー シ ー ラ ボ 三 井 ア ウ ト レ ッ ト パ ー ク 入 間 店	埼玉県入間市 三井アウトレットパーク入間店 1 F
				ド	ク タ ー シ ー ラ ボ 三 井 ア ウ ト レ ッ ト パ ー ク 滋 賀 竜 王 店	滋賀県蒲生郡 三井アウトレットパーク滋賀竜王店 2 F
				ド	ク タ ー シ ー ラ ボ 三 井 ア ウ ト レ ッ ト パ ー ク 木 更 津 店	千葉県木更津市中島398 三井アウトレットパーク木更津
ド	ク タ ー シ ー ラ ボ A Z 熊 谷 店			埼玉県熊谷市 A Z 熊谷 3 F		
対	面 型 店 舗			北海道地区8店、東北地区12店、 関東地区56店、中部地区23店、 関西地区30店、中国・四国地区 11店、九州・沖縄地区16店		
Dr. Ci:Labo Company Limited	本	社	香港			
喜業博股份有限公司	本	社	台湾			
Ci:Labo USA, Inc.	本	社	米国			
喜業博（北京） 商 貿 有 限 公 司	本	社	中国			
DR.CI:LABO PTE. LTD.	本	社	シンガポール			

(7) 使用人の状況（平成27年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
693 (114) 名	11名減 (5名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分していません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
208 (89) 名	418名減(21名減)	36.1歳	5.3年

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分していません。
2. 使用人数が前事業年度末に比べ418名減少したのは、平成26年8月1日付で当社子会社である株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティングへの人員出向によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年7月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 98,240,000株
- ② 発行済株式の総数 25,427,300株
- ③ 株主数 38,559名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 C I C	6,800,000株	28.82%
城 野 親 徳	3,404,700株	14.43%
BBH FOR OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	900,000株	3.81%
石 原 智 美	620,000株	2.63%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	528,400株	2.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	415,000株	1.76%
城 野 智 子	400,000株	1.70%
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	333,700株	1.41%
BNYML - NON TREATY ACCOUNT	298,000株	1.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	294,300株	1.25%

(注) 1. 当社は自己株式1,834,338株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は自己株式（1,834,338株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年6月18日開催の取締役会において、平成27年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって、平成27年8月1日付で株式分割を行うことを決議いたしました。これにより、発行可能株式総数は196,480,000株に、発行済株式の総数は50,854,600株となりました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年7月31日現在）
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年7月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石原智美	DR. CI:LABO PTE. LTD. 取締役
取締役会長	城野親徳	Ci:Labo USA, Inc. 取締役社長、Dr. Ci:Labo Company Limited 董事長、喜楽博股份有限公司 董事長、DR. CI:LABO PTE. LTD. 取締役、株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング 代表取締役社長、シロノクリニック 院長、医療法人社団シーズ・メディカル 理事長
取締役	神戸聡	マーケティング推進部長兼卸売営業部担当役員兼商品流通部担当役員、喜楽博股份有限公司 董事、株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング 取締役
取締役	小杉裕之	財務部長兼総務人事部長兼情報システム部担当役員、株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング 取締役
取締役	久保田達之助	明治大学商学部特別招聘教授
常勤監査役	吉岡文男	
監査役	黒岩良樹	医療法人社団鴻鵠会理事、株式会社テクノスジャパン 社外監査役
監査役	鈴木広典	トキワユナイテッドパートナーズ LLP 代表パートナー、ときわ税理士法人 代表社員、一般社団法人デジタルメディア協会 監事
監査役	須田清	須田清法律事務所 所長、埼玉県医師会 法律顧問、大東文化大学 法科大学院 教授、NPO 法人市民生活安全保障研究会 代表理事

- (注) 1. 取締役久保田達之助氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役黒岩良樹氏、鈴木広典氏及び須田清氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役鈴木広典氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役須田清氏は、弁護士の資格を有しております。
 5. 当社は、監査役黒岩良樹氏及び鈴木広典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	74,560千円 (2,700)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3)	18,300千円 (10,800)
合 計 (うち社外役員)	9名 (4)	92,860千円 (13,500)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年4月28日開催の第4回定時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただいております。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含みません。
3. 監査役の報酬限度額は、平成15年4月28日開催の第4回定時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役久保田達之助氏は、明治大学商学部特別招聘教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役黒岩良樹氏は、医療法人社団鴻鵠会の理事及び株式会社テクノスジャパンの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役鈴木広典氏は、トキワユナイテッドパートナーズLLPの代表パートナー、ときわ税理士法人の代表社員及び一般社団法人デジタルメディア協会の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役須田清氏は、須田清法律事務所の所長、埼玉県医師会の法律顧問、大東文化大学法科大学院の教授、NPO法人市民生活安全保障研究会の代表理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（21回開催）	監査役会（15回開催）
		出席回数	出席回数
取締役	久保田 達之助	16回	—
監査役	黒 岩 良 樹	21回	15回
監査役	鈴 木 広 典	20回	15回
監査役	須 田 清	20回	14回

- ・取締役久保田達之助氏は、平成26年10月23日開催の第16回定時株主総会において選出され就任いたしましたので、平成26年10月23日以降に開催された取締役会16回の出席状況を記載しております。
- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役久保田達之助氏は、マーケティング、事業開発、サービス全般に関する豊富な経験と知見に基づき発言を行っております。

監査役黒岩良樹氏は、取締役会の決議事項や報告事項について適宜質問するとともに必要に応じて独立した立場から意見を述べております。また、監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。

監査役鈴木広典氏は、取締役会の決議事項や報告事項について税理士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。

監査役須田清氏は、取締役会の決議事項や報告事項について弁護士としての専門的な見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Dr.Ci:Labo Company Limited、喜莱博股份有限公司、Ci:Labo USA, Inc.、喜莱博(北京)商貿有限公司、DR.CI:LABO PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合のほか、会社法、公認会計士法等の法令違反が認められる場合、また会計監査人の監査活動の適切性、妥当性、独立性、専門性などが不十分であると判断した場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任又は不再任とする決定をいたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任又は不再任後の最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人の解任又は不再任の理由を報告いたします。

取締役会は監査役会が決定した会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会の目的といたします。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社を含め、全社において取締役及び使用人は、コンプライアンスに関する規程の遵守、CP運営委員会等の設置・運営に加え、内部監査部門による業務活動全般にわたる監査の実施を通じ、企業活動における法令等遵守、公正性、倫理性を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
子会社を含め、全社において重要な意思決定及び報告に関する文書の作成、保存及び廃棄に関する体制を構築・運用し、関連規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社を含め、全社においてリスク管理に関する規程に従い、あらゆる緊急事態を想定したリスク管理体制の強化と実効性のある行動マニュアルを構築・運用するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対処できる体制を確保する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 子会社を含め、全社において取締役の職務執行について、役員規程等の諸関連規程に基づきそれぞれの権限及び責任を明確にして、業務執行手続が円滑になされ、効率的に遂行されることを図る。
 - ロ. 子会社を含め、全社において諸関連規程に従い、経営に大きな影響を与える重要な事項について、合議制に基づいた慎重かつ着実な意思決定を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 関係会社管理規程に従い、各社の経営計画の管理及び実績を評価しその適正を確保する。また、子会社を含め、全社において企業理念と経営ビジョンの共有化を徹底するとともに、コンプライアンス研修を定期的に開催し、適正なコンプライアンス体制・リスク管理体制を確保するとともに、さらなる強化を図る。
- ロ. 子会社を包含した内部通報制度を運用するとともに、内部監査部門が必要に応じて、子会社を含め、全社において業務監査を実施することで、その適正を確保する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保について、金融商品取引法等の主旨に則り、財務報告に関する内部統制の構築・運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告する。また、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じる。

⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

健全な市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、断固たる態度をとって一切の関係を遮断し、これらの勢力を助長する行為を行わないことを「ドクターシーラボ行動規範」で明確に宣言し、全社的に取り組むとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとりながら対応する。

⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合、監査役と協議し、常に適性を考慮した人選を行い、配置する。また、取締役及び使用人は、当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒等に関して、監査役会の事前の同意を得るものとする。さらに監査役の職務の執行に伴い、当該使用人に対する指示がなされる場合、取締役及び使用人は指示の遂行が円滑になされることを確保するために、当該使用人の往査等

その他の方法による調査に協力し、必要情報を速やかに提供するものとする。

- ⑨ 当社の取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社グループの役員、使用人等は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、当社グループの役員、使用人等による違法または不正な行為を発見したとき等、法令及びその他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、その情報を遅滞無く監査役に報告するものとし、また監査役の求めに応じて適宜、監査役会等で業務執行の状況を報告するものとする。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び使用人は、内部通報者保護及び個人情報保護に関連する当社規程に準じて当該報告をした者が、不利な取扱いを受けないように適切な処置をするものとする。
- ⑪ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について、費用または債務が発生した場合は、取締役及び使用人は、会社法第388条に則り、当該費用または債務が監査役職務の執行に必要であるときには、請求によって当社既定の手続きにより、償還が保障されるものとする。
また、当該費用または債務は、通常、監査計画に応じて予算化されるが緊急の監査費用が発生した場合においても同様とする。
- ⑫ その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役職務の執行に関する理解を深めるとともに、監査役職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるための環境を構築するよう努める。
 - ロ. 代表取締役は、円滑な意思疎通を図るため、監査役との定期的な意見交換会を開催する。
 - ハ. 内部監査部門及び会計監査人は、監査役会と相互に連携を図り、監査役職務の執行が円滑かつ効率的に遂行されるよう努め、監査の実効

性を高めるものとする。

第17期事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

①当社及び子会社のコンプライアンスその他

- イ. コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、当社及び子会社の全従業員を対象とした内部通報制度の周知を継続した他、集合研修を平成27年6月に実施した。
- ロ. 反社会的勢力排除に向けた対応については、「行動指針」に含めており、これを記載し改定した。
- ハ. 「コンプライアンス・ポケットマニュアル」を当社及び子会社の全従業員に配布した。

②当社及び子会社のリスクマネジメント

- イ. 「自然災害対策」として、当社及び子会社の全従業員を対象とした集合研修の中で、業務拠点近隣の防災センター職員による講演とAED（自動体外式除細動器）実機操作研修内容、さらに各業務拠点の一時集合場所及び広域避難場所を改めて周知した。
- ロ. 「情報セキュリティ対策」として、当社及び子会社の全従業員を対象とした集合研修の中で、コンピュータウイルス対策や情報漏えい対策について改めて周知した。

③当社及び子会社の内部監査体制

内部監査基本計画に基づき、当社及び子会社の個人情報保護監査を実施し、個人情報管理台帳及び個人情報の取扱いを含む外部委託先の一覧表を更新した。

第17期事業年度末の時点で当社及び子会社は、「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認しております。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項

当社取締役である城野親徳が代表者であるシロノクリニック、医療法人社団シーズ・メディカル及び支配株主である（株）シーズ・ラボとは主に当社化粧品の販売取引並びに販売促進施策として施術サービスやエステサービスの購入取引を行っております。

これら取引に当たっては価格、その他の取引条件が市場実勢を勘案して通常の取引条件で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、そのような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで販売取引については包括的に、また購買取引については取引ごとにその適正性、妥当性を判断しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

定めておりません。

連結貸借対照表

(平成27年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,827,383	流 動 負 債	4,086,392
現金及び預金	12,495,299	買掛金	446,057
売掛金	4,768,376	未払金	1,368,661
有価証券	251,416	未払法人税等	1,361,596
商品及び製品	2,436,122	賞与引当金	145,631
原材料及び貯蔵品	1,314,529	ポイントサービス引当金	144,637
繰延税金資産	330,821	その他	619,807
その他	296,002	固 定 負 債	244,290
貸倒引当金	△65,186	繰延税金負債	2,817
固 定 資 産	2,932,003	退職給付に係る負債	156,058
有 形 固 定 資 産	2,037,516	その他	85,415
建物	443,701	負 債 合 計	4,330,683
工具器具備品	226,726	純 資 産 の 部	
土地	1,315,697	株 主 資 本	20,333,318
その他	51,390	資本金	1,209,208
無 形 固 定 資 産	492,975	資本剰余金	1,686,608
ソフトウェア	228,571	利益剰余金	24,119,305
ソフトウェア仮勘定	238,604	自己株式	△6,681,804
その他	25,800	その他の包括利益累計額	95,385
投資その他の資産	401,511	その他有価証券評価差額金	21,608
投資有価証券	50,600	為替換算調整勘定	73,776
敷金及び保証金	243,123	純 資 産 合 計	20,428,703
その他	128,321	負 債 純 資 産 合 計	24,759,386
貸倒引当金	△20,534		
資 産 合 計	24,759,386		

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		37,656,745
売 上 原 価		6,887,046
売 上 総 利 益		30,769,698
販売費及び一般管理費		23,086,712
営 業 利 益		7,682,986
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,444	
為 替 差 益	72,676	
受 取 手 数 料	25,438	
商 品 破 損 受 取 賠 償 金	17,313	
そ の 他	26,091	145,964
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	675	
支 払 手 数 料	48,754	
そ の 他	1,114	50,544
経 常 利 益		7,778,406
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,625	
減 損 損 失	2,537	7,162
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,771,243
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,826,412	
法 人 税 等 調 整 額	4,617	2,831,030
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		4,940,213
当 期 純 利 益		4,940,213

連結株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年8月1日 残高	1,209,208	1,686,608	21,198,200	△1,354,685	22,739,331
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,019,108		△2,019,108
当 期 純 利 益			4,940,213		4,940,213
自 己 株 式 の 取 得				△5,327,119	△5,327,119
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,921,105	△5,327,119	△2,406,013
平成27年7月31日 残高	1,209,208	1,686,608	24,119,305	△6,681,804	20,333,318

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
平成26年8月1日 残高	5,341	△2,768	2,573	22,741,905
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△2,019,108
当 期 純 利 益				4,940,213
自 己 株 式 の 取 得				△5,327,119
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	16,266	76,545	92,812	92,812
連結会計年度中の変動額合計	16,266	76,545	92,812	△2,313,201
平成27年7月31日 残高	21,608	73,776	95,385	20,428,703

貸借対照表

(平成27年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	20,951,696	流 動 負 債	3,927,310
現金及び預金	11,555,114	買掛金	479,041
売掛金	4,778,658	未払金	1,462,504
有価証券	201,140	未払消費税等	245,786
商品及び製品	2,336,192	未払法人税等	1,421,886
原材料及び貯蔵品	1,301,108	預り金	48,847
前払費用	103,392	賞与引当金	41,297
関係会社短期貸付金	40,653	ポイントサービス引当金	144,637
繰延税金資産	275,072	その他	83,308
その他	427,822	固 定 負 債	240,770
貸倒引当金	△67,458	退職給付引当金	156,058
固 定 資 産	3,565,380	その他	84,712
有 形 固 定 資 産	2,009,310	負 債 合 計	4,168,081
建物	427,288	純 資 産 の 部	
工具器具備品	214,932	株 主 資 本	20,327,387
土地	1,315,697	資本金	1,209,208
その他	51,390	資本剰余金	1,686,608
無 形 固 定 資 産	492,368	資本準備金	1,686,608
ソフトウェア	227,963	利益剰余金	24,113,374
ソフトウェア仮勘定	238,604	利益準備金	535
商標権	25,620	その他利益剰余金	24,112,839
その他	179	別途積立金	5,560,000
投資その他の資産	1,063,701	繰越利益剰余金	18,552,839
投資有価証券	50,600	自 己 株 式	△6,681,804
関係会社株式	660,112	評価・換算差額等	21,608
関係会社長期貸付金	47,438	その他有価証券評価差額金	21,608
長期前払費用	2,101	純 資 産 合 計	20,348,995
敷金及び保証金	199,316	負 債 純 資 産 合 計	24,517,077
その他	124,667		
貸倒引当金	△20,534		
資 産 合 計	24,517,077		

損 益 計 算 書

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		37,033,097
売 上 原 価		6,916,432
売 上 総 利 益		30,116,665
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,778,065
営 業 利 益		7,338,599
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,628	
為 替 差 益	78,236	
商 品 破 損 受 取 賠 償 金	17,299	
そ の 他	65,141	166,305
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	677	
支 払 手 数 料	48,754	
そ の 他	105	49,536
経 常 利 益		7,455,368
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,625	
減 損 損 失	2,537	7,162
税 引 前 当 期 純 利 益		7,448,206
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,667,450	
法 人 税 等 調 整 額	27,979	2,695,430
当 期 純 利 益		4,752,776

株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成26年8月1日 残高	1,209,208	1,686,608	1,686,608	535	5,560,000	15,819,171	21,379,706	△1,354,685	22,920,838
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△2,019,108	△2,019,108		△2,019,108
当期純利益						4,752,776	4,752,776		4,752,776
自己株式の取得								△5,327,119	△5,327,119
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	2,733,668	2,733,668	△5,327,119	△2,593,450
平成27年7月31日 残高	1,209,208	1,686,608	1,686,608	535	5,560,000	18,552,839	24,113,374	△6,681,804	20,327,387

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年8月1日 残高	5,341	5,341	22,926,179
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,019,108
当期純利益			4,752,776
自己株式の取得			△5,327,119
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	16,266	16,266	16,266
事業年度中の変動額合計	16,266	16,266	△2,577,184
平成27年7月31日 残高	21,608	21,608	20,348,995

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年9月14日

株式会社ドクターシーラボ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子裕子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 善方正義 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドクターシーラボの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドクターシーラボ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年8月27日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年9月14日

株式会社ドクターシーラボ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子裕子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 善方正義 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドクターシーラボの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年8月27日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年9月14日

株式会社ドクターシーラボ 監査役会

常勤監査役 吉 岡 文 男 ㊟

社外監査役 黒 岩 良 樹 ㊟

社外監査役 鈴 木 広 典 ㊟

社外監査役 須 田 清 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第17期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金82円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,934,622,884円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年10月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社は、「肌トラブルに悩む全ての人々を救う」という経営理念のもと、メディカルコスメのリーディングカンパニーとして、多くのお客様のご支持を得て、ドクターシーラボブランドを主要ブランドとした化粧品事業を中心に事業を拡大してまいりました。その一方で、国内における化粧品市場の規模は横ばいの状態が続いており、日本の人口動態を勘案しても、大きな改善の兆しは今後見込めないものと考えております。さらに、お客様の嗜好の多様化が顕著となっていることから、単一のサービスや単一のブランド展開のみでは、中長期的にはお客様の需要に十分に答えることが難しくなるものと認識しております。このような認識のもと、当社は、現行の中期経営計画において、既存事業の成長維持とともに、新規事業の育成及び海外事業の拡大を志向してまいりました。そして、かかる計画をさらにスピード感をもって実現していくためには、M&A等の手法を活用し、化粧品事業における複数ブランドの展開、美容関連事業の拡充、さらに健康分野への進出等を実現していくことが効果的と考え、美容と健康を主要領域とした事業領域の拡大により、当社の企業価値の向上を図ることを検討してまいりました。

上記の方向性を組織面から支えるため、当社は、新規事業やM&Aを含むグループ経営の戦略立案機能を強化すること、グループ各社の権限・責任の明確化とともに経営の自主性を推進してグループとして企業競争力の強化を図ること、グループ経営管理及び業務執行の分離によるコーポレートガバナンスの向上を図ることが必要であると判断し、これらを実現する上で最適な手法として、今般、吸収分割の方法による持株会社体制への移行を決定しました。

具体的には、当社及びドクターシーラボ分割準備株式会社は、当社を吸収分割会社とし、ドクターシーラボ分割準備会社を吸収分割承継会社として、当社の経営管理事業、不動産管理事業並びに株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング及び株式会社エムディサイエンスの株式に係る資産管理事業を除く一切の事業に関する権利義務をドクターシーラボ分割準備株式会社に承継させること（以下「本吸収分割」といいます。）に合意し、平成27年9月17日付で吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割に伴い、会社法第783条第1項の規定により、本吸収分割契約のご承認をお願いするものです。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

株式会社ドクターシーラボ（以下「分割会社」という。）とドクターシーラボ分割準備株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社の事業の一部を承継会社が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことについて合意したので、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

1. 分割会社は、吸収分割の方法により、分割会社の経営管理事業、不動産管理事業並びに株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング及び株式会社エムディサイエンスの株式に係る資産管理事業を除く一切の事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社は、これを分割会社から承継する。
2. 本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - (1) 分割会社
商号：株式会社ドクターシーラボ
住所：東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
 - (2) 承継会社
商号：ドクターシーラボ分割準備株式会社
住所：東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
3. 第4条に規定する効力発生日をもって、分割会社はその商号を株式会社シーズ・ホールディングス、承継会社はその商号を株式会社ドクターシーラボに変更する。

第2条（承継会社が交付する財産）

承継会社は、本吸収分割に際しては、分割会社に対して株式その他の財産を交付しない。

第3条（増加すべき承継会社の資本金等）

本吸収分割に際して、承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年12月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行その他の事由により必要があるときは、分割会社及び承継会社が協議のうえ、これを変更することができる。

第5条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

承継会社は、本吸収分割により、効力発生日において、以下に掲げる資産、負債、雇用契約その他の権利義務（以下「承継権利義務」という。）を分割会社から承継する。なお、資産及び負債の評価については、平成27年7月末日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

- （1）承継権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載される資産、負債、雇用契約その他の権利義務に限られるものとし、その他については、一切承継されない。
- （2）承継会社が分割会社から承継する権利義務のうち、債務については、承継会社が分割会社から重畳的債務引受けの方法により承継する。

第6条（株主総会の承認）

1. 分割会社は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。但し、本吸収分割の手續の進行その他の事由により必要があるときは、分割会社及び承継会社が協議のうえ、これを変更することができる。
2. 承継会社は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行うものとする。

第7条（会社財産の管理等）

分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運用を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め分割会社及び承継会社が協議のうえ、これを行う。

第8条（競業避止義務）

分割会社は、本吸収分割後においても、承継対象事業について競業避止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、

又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、分割会社及び承継会社は、協議のうえ、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 本契約第6条に定める分割会社の株主総会の承認を得られなかったとき
- (2) 関連法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い分割会社及び承継会社が協議のうえ、これを定める。

以上、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、分割会社及び承継会社が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月17日

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
株式会社ドクターシーラボ 印
分割会社 : 代表取締役社長 石原 智美

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
ドクターシーラボ分割準備株式会社 印
承継会社 : 代表取締役 石原 智美

承継権利義務明細表

承継会社は分割会社から、以下のとおり、承継対象事業に属する資産、負債、雇用契約その他の権利義務を承継する。

1. 承継する資産

承継対象事業に属する以下の資産

①流動資産

現金及び預金、売掛金、有価証券、商品及び製品、原材料及び貯蔵品、前払費用、関係会社短期貸付金、繰延税金資産、貸倒引当金、その他流動資産

②固定資産

工具器具備品、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、投資有価証券、関係会社株式、関係会社長期貸付金、長期前払費用、敷金及び保証金、その他固定資産

2. 承継する負債

承継対象事業に属する以下の負債

①流動負債

買掛金、未払金、預り金、賞与引当金、ポイントサービス引当金、その他流動負債

②固定負債

退職給付引当金、その他固定負債

3. 承継する雇用契約

効力発生日において、分割会社に在籍する全ての従業員との雇用契約の一切

4. 承継するその他の権利義務

- (1) 効力発生日において、承継対象事業に関して分割会社が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務
- (2) 効力発生日において、承継対象事業に属する分割会社の特許、実用新案、意匠、商標、著作に関する一切の知的財産権は承継しないものとする。但し、承継会社が承継対象事業において使用するものについては、分割会社

が承継会社に対して使用を許諾する。

- (3) 効力発生日において、承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

- (1) 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項
(分割対価の相当性)

当社は吸収分割承継会社であるドクターシーラボ分割準備株式会社の発行済株式の全部を所有しているため、本吸収分割に際して、分割対価として株式その他の金銭等の交付は行いません。

また、本吸収分割により、ドクターシーラボ分割準備株式会社の資本金及び資本準備金の額は増加しません。

- (2) ドクターシーラボ分割準備株式会社の成立の日における貸借対照表の内容

ドクターシーラボ分割準備会社は、平成27年9月10日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。ドクターシーラボ分割準備株式会社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金および預金	120	資本金	120
資産合計	120	負債及び純資産合計	120

(3) ドクターシーラボ分割準備株式会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以上

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が承認可決されることを条件として、効力発生日である平成27年12月1日（予定）をもって持株会社体制へ移行いたします。これに伴い、当社は、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて、吸収分割の効力発生日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

② 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし期待される役割を十分発揮できるようにするため、第29条（社外取締役との責任限定契約）及び第39条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更するものであります。なお、第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

上記①の変更につきましては、第2号議案の吸収分割契約が承認可決され吸収分割の効力が生ずることを条件として、その効力が生ずるものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（商号） 第1条 当社は、株式会社ドクターシーラボと称し、英文では <u>Dr. Ci:Labo Co.,Ltd.</u> と表示する。	（商号） 第1条 当社は、株式会社シーズ・ホールディングスと称し、英文では <u>Ci:z Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに <u>次の事業を行う会社（外国会社を含む。）</u> 、 <u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u> その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、 <u>当該会社等の事業活動を支配又は管理すること</u> を目的とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>1～29 (条文省略)</p> <p>第3条～第28条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第38条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>1～29 (現行どおり)</p> <p>第3条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第40条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (商号) 及び第2条 (目的) の変更については、平成27年10月21日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</p> <p>第2条 本附則は、前条に係る定款変更の効力発生後に削除する。</p>

第4号議案 取締役5名選任の件

現取締役（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	いしはら ともみ 石原 智美 (昭和41年9月7日)	平成2年12月 株式会社アングル・エフ入社 平成7年2月 有限会社東京医療レーザー研究所(現株式会社シーズ・ラボ)入社 平成11年2月 当社取締役営業部長 平成14年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成24年8月 DR.CI:LABO PTE.LTD.取締役(現任)	620,000株
2	しろの よしのり 城野 親徳 (昭和38年5月5日)	昭和63年4月 済生会中央病院一般外科勤務 平成3年4月 大城クリニック日本医用レーザー研究所勤務 平成7年12月 シロノクリニック開業 院長(現任) 平成11年2月 当社設立 取締役会長 平成13年2月 医療法人社団貴翠会(現医療法人社団シーズ・メディカル)理事長(現任) 平成14年9月 当社取締役 平成15年4月 当社取締役会長(現任) 平成17年4月 株式会社シーインベストメント(現株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング)代表取締役社長(現任) 平成23年10月 Ci:Labo USA, Inc. 取締役社長(現任) 平成23年10月 Dr. Ci:Labo Company Limited 董事長(現任) 平成23年10月 喜萊博股份有限公司董事長(現任) 平成24年3月 喜萊博(北京)商貿有限公司董事長 平成24年8月 DR.CI:LABO PTE.LTD. 取締役(現任)	3,404,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	こすぎ ひろゆき 小杉 裕之 (昭和44年8月31日)	平成7年4月 三村税務会計事務所入所 平成10年10月 株式会社ガリバーインターナショナル入社 平成13年1月 レーザーファイブ株式会社入社 平成14年4月 当社入社 平成16年3月 当社財務部長 平成17年4月 当社執行役員財務部長 平成19年4月 株式会社シーインベストメント (現株式会社シーラボ・カスタマー・マーケティング) 取締役 (現任) 平成23年10月 当社取締役財務部長兼総務人事部担当役員 平成24年8月 当社取締役財務部長兼総務人事部担当役員兼情報システム部担当役員 平成25年1月 喜楽博 (北京) 商貿有限公司董事 平成27年6月 当社取締役財務部長兼総務人事部長兼情報システム部担当役員 平成27年8月 当社取締役財務部長兼人事部長兼管理部担当役員兼情報システム部担当役員 (現任)	26,900株
4	くぼた たつのすけ 久保田 達之助 (昭和38年9月17日)	昭和63年4月 大同特殊鋼株式会社入社 平成元年8月 株式会社日本交通公社 (現株式会社ジェイティービー) 入社 平成15年2月 同社海外旅行虎ノ門支店営業6課長 平成18年2月 同社海外旅行虎ノ門支店副支店長 平成18年4月 株式会社JT B法人東京 (現株式会社JT Bコーポレートセールス) 入社 平成20年2月 同社コミュニケーション事業部マーケティング局長 平成22年1月 同社事業開発部長 平成24年4月 立教大学観光学部兼任講師 平成25年4月 早稲田大学非常勤講師 平成25年4月 明治大学商学部特別招聘教授 (現任) 平成26年10月 当社社外取締役 (現任)	300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
5	※ たなか かつあき 田中 克明 (昭和51年12月17日)	平成17年3月 弁護士法人ITJ法律事務所入所 平成22年2月 株式会社ヒューマン・デベロップメント・リポート(現株式会社HDR)取締役 平成23年12月 マルマン株式会社取締役 平成24年1月 同社常務取締役営業本部長 平成25年1月 ミネルヴァ債権回収株式会社取締役 平成25年2月 アイシス・パートナーズ株式会社代表取締役社長 平成25年2月 ミネルヴァ債権回収株式会社代表取締役社長(現任)	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者城野親徳氏は、シロククリニックの院長並びに医療法人社団シーズ・メディカルの理事長を兼務し、当社はシロククリニックグループとの間に取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田中克明氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田中克明氏は、企業経営の経験の中で、M&Aや企業再生案件を数多く手がけており、今後当社がM&A等を活用し、事業領域を拡大していく過程で、企業価値算定等の適切な助言や提言を頂くことで、社外取締役としての役割をはたして頂けるものと期待し、選任をお願いするものであります。
5. 当社は、久保田達之助氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、業務執行取締役となることから、当該契約は終了する予定であります。また、田中克明氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 「所有する当社株式数」については、平成27年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役鈴木広典氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 数
すずき ひろふみ 鈴木 広典 (昭和48年1月20日)	平成7年4月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社) 入行 平成9年9月 中央法律会計事務所入所 平成11年11月 東京税理士会入会、税理士登録 平成12年6月 プライスウォーターハウスクーパースフィナンシャルアドバイザーサービス株式会社(現プライスウォーターハウスクーパース株式会社) 入社 平成13年10月 朝日中央経済法律事務所入所 平成19年4月 トキワユナイテッドパートナーズLLP開業 代表パートナー(現任) 平成19年8月 ときわ税理士法人開業 代表社員(現任) 平成20年5月 一般社団法人デジタルメディア協会監事(現任) 平成23年10月 当社社外監査役(現任)	—

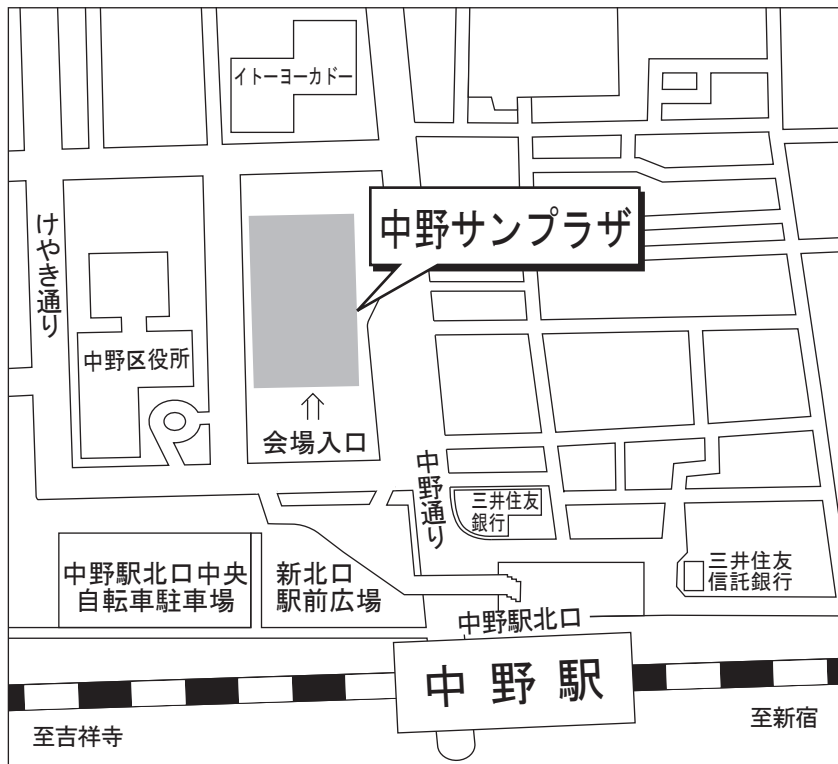
- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鈴木広典氏は、社外監査役候補者であります。
3. 鈴木広典氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験等を有していることから、これらを当社の監査体制強化に活かしていただきたいため、社外監査役候補者となりました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、鈴木広典氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、鈴木広典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 「所有する当社株式数」については、平成27年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ サンプラザホール



■交通のご案内

<J R>中央線・総武線 中野駅北口より徒歩約1分

<地下鉄>東京メトロ東西線 中野駅北口より徒歩約1分

■お願い

誠に恐れ入りますが、駐車場は台数に限りがございますので、車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。